

<目次>

- 【1】ビジネスニュース速報
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成、労務、知的財産、再生・承継等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

【1】ビジネスニュース速報

このコーナーは、日々の業務や様々なニュースソースから、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2021年12月9日（木）16時～17時】

『運輸・運送業が抑えておくべき労務管理（残業代請求対策編）』
をオンラインで開催します（担当：弁護士伊山正和）。

<https://kyotosogo-law.com/post-4004/>

- ✓ドライバーの労働時間管理で留意すべき点を知りたい
- ✓適切な労働環境を整備するうえでの対策を知りたい
- ✓残業代請求をされた場合の対応方法を知りたい
- ✓弁護士に残業代請求に関する相談をするうえでのメリットを知りたい

参加無料ですので、お見逃しなく！

お申込みは下記 URL から承ります。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

◆労務◆

【退勤後のメールやリモート作業も労働時間】

2021年10月28日、東京地裁が、長時間労働で過労死した服飾雑貨メーカーの従業員の遺族が提訴していた裁判において、会社に対し、1100万円の損害賠償を命じました。

当該従業員は、致死性不整脈で亡くなる直前 2~6 カ月の平均時間外労働が 80 時間超となっており、労災認定を受けていました。

裁判では、退勤後のメールやリモート作業が業務時間に当たるかどうか争点となり、裁判所は、会社にタイムカードがない等、労働時間が適切に管理されていなかったと指摘し、メールの送信やパソコンのファイル更新のログに基づき、労災よりも月平均で 10 時間前後長い労働時間を認定しました。

<https://www.asahi.com/articles/ASPBX6SXZPBXULFA00D.html>

【労働時間管理・残業代】

労働時間を適切に管理し、過労死を防ぐことは会社の義務です。

残業代の消滅時効期間が 2 年から 3 年に延び、**リスクも 1.5 倍**になりました。

将来的には 5 年になりますので、**リスクは 2.5 倍**になります。

これから訪れる大残業代時代。皆様の備えは万全でしょうか。

労務に特化したチームが適切にサポートさせていただきます。

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

【偽装請負】

2021 年 11 月 4 日、大阪高裁が、大手住宅建材会社の工場で建材の製造などを行っていた労働者について、偽装請負には当たらないとした一審（神戸地裁）判決を取り消し、同社と直接の雇用関係にあると認め、未払賃金の支払いを命じました。

2015 年施行の改正労働者派遣法により、偽装請負の場合、派遣を受けた企業側が労働者に直接雇用を申し込んだとみなす「みなし制度」が導入されました。今回の判決は、このみなし制度を適用したものです。

<https://www.asahi.com/articles/ASPC46K78PC4PTIL03G.html>

【従業員の地位と役員の地位の併存】

従業員から取締役へ就任した場合に、取締役就任後も従業員としての地位を失っていないものとして、雇用契約に基づき、退職金規定による退職金及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じられた裁判例について弁護士竹内まいが解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=586>

【人員削減・整理のポイント】

不況期に会社を守るための人材活用のあり方について、人員削減・整理に踏み出す前のポイントを弁護士伊山正和が解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=581>

【育児・介護休業法】

『育児・介護休業法』の概要と 2022 年 4 月順次施行の『育児・介護休業法改正』で企業側の対応方法とポイントを弁護士伊山正和が解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=568>

【パワハラ防止】

2022年4月から中小企業も義務化されるパワハラ防止に関する弁護士伊山正和の解説はこちらです。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=489>

◆広告・販売規制◆

【景品表示法違反（優良誤認表示、アフィリエイト広告、ステルスマーケティング）】

2021年11月9日、インスタグラムやアフィリエイトサイト等において、サプリメントを摂取するだけで豊胸効果が得られるかのように宣伝していた販売会社に措置命令が発せられました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_20211109_01.pdf

ロコミを装った宣伝（ステルスマーケティング）に対する我が国最初の措置命令です。

アフィリエイトサイトでの宣伝について販売会社が責任を負う根拠は次のとおりです。

- ・販売会社（広告主）とウェブサイト運営者（アフィリエイト）は、一般消費者が、アフィリエイトのウェブサイトに掲載されたバナー広告を通じて広告主の商品又は役務の購入等を行った場合、広告主からアフィリエイトに対して成功報酬が支払われる広告手法を共同して用いている。
- ・販売会社は、アフィリエイトプログラムを実現するシステムをサービスとして提供する「アフィリエイトサービスプロバイダー」と称する事業者を通じて、対象となる商品に係るアフィリエイトサイトの表示内容を共同して自ら決定している。

アフィリエイト広告を活用する場合は上記を意識することが重要です。

消費者庁は、アフィリエイト広告も景表法等の広告規制の対象となることを明言しており、「アフィリエイト広告等に関する検討会」において規制方法等の検討が重ねられています。

2021年11月26日の第5回検討会では、検討会の取りまとめの方向性として、次の3つの論点整理とその検討の視点が示されており、今後の規制の方向性が示唆されています。

論点1 問題のあるアフィリエイト広告に対する法執行

論点2 広告主によるアフィリエイト広告の管理方法（未然防止の取組）

論点3 アフィリエイト広告に関する官民協同した情報共有体制の構築

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/assets/representation_cms216_211126_05.pdf

【景表法違反（優良誤認表示）】

ある事業者が、対象となる商品を摂取すれば、その商品に含まれる成分の作用により、食事から摂取したカロリーの吸収が直ちに著しく阻害されることによって、体重増加が阻止される効果が得られるかのように示す表示をしていました。

これに対し、消費者庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めました。

しかし、当該事業者から提出された資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものでした。

その結果、措置命令が発せられました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_211124_01.pdf

カロリーカットに関するトラブルは不変です。

この種の広告を行う場合は必ず事前に弁護士によるチェックを受けてください。

【特定商取引法違反（逮捕）】

2021年11月11日、京都府警は、ネットワークビジネスに入会させる目的を隠して勧誘したとして、特定商取引法違反により、京都府職員と自称自営業の2名を逮捕しました。

被疑事実は、2021年3月下旬、一般人が出入りしない京都市下京区の建物内で、20代女性に対し、目的を隠し、「日本アムウェイ」への入会を勧誘した疑いです。

同社への不正な勧誘を巡り、特定商取引法違反で立件するのは全国初のようにです。

<https://www.fukuishimbun.co.jp/articles/-/1435525>

【特定商取引法違反（顧客の意に反して売買契約の申込みをさせようとする行為）】

定期購入契約の最終申込画面の表示が不十分であるために業務停止等を受けるケースが相次いでいます。

2021年11月24日、東北経済産業局は、健康食品を販売する通信販売業者に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、令和3年11月25日から令和4年2月24日までの3か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_211125_01.pdf

申込みの最終段階の画面に

- ・購入者から解約通知がない限り契約が継続する無期限の契約であること
- ・2回目以降の本件商品の代金及び支払総額
- ・各回の本件商品の代金の支払時期
- ・定期購入契約の申込みには対象となる商品を複数回購入することが条件となること
- ・商品の引渡時期
- ・定期購入契約の解約条件

を一切表示していなかったことが問題となりました。

皆様の最終申込画面について、今一度ご確認ください。

当事務所では、広告・販売規制に関するご相談を随時承っております。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

◆知的財産◆

【著作権】

2021年10月27日、知的財産高等裁判所が、会議の手法を説明したワークブックに係る著作物の著作権（複製権及び翻案権）の侵害の成否について、次のとおり判断しました。

<事案の概要>

X社はあるワークブックに係る著作物の著作権（複製権及び翻案権）を保有していました。

Yは自作のレジュメを用いて会議のワークショップ及びコンサルティング業務を行っていました。

X社は、YのレジюмеがXのワークブックの著作権を侵害すると主張し、著作権法112条1項及び2項に基づき、当該レジюмеを複製及び頒布することの差止め並びに当該レジюмеの廃棄を求めました。

知財高裁は要旨次のとおり判示してXの請求を棄却しました。

<判断基準>

- YのレジюмеがXのワークブックに係る著作物を複製又は翻案したものに当たるというためには、XのワークブックとYのレジюмеとの間で表現が共通し、その表現が創作性のある表現であること、すなわち、創作的表現が共通することが必要である。
- 一方、XのワークブックとYのレジюмеにおいて、アイデアなど表現それ自体ではない部分が共通するにすぎない場合や共通する表現がありふれた表現である場合には、YのレジюмеがXのワークブックを複製又は翻案したものに当たらない。

<争いとなっている記述>

- Xのワークブック「問題を共有し、共通の目標をつくり、役割分担とコミットメントを作成」し、「満足させるための目標と計画と情熱を手に入れる。」
- Yのレジюме「問題を共有、共通の志を作成し、志を成すための役割と担当及びアクションプランをつくりあげ」、「満足させるために、成長し続ける仕組・計画を手に入れ団結と情熱…を生み出す。」

<裁判所の判断>

- Xのワークブックの当該部分とYのレジюмеの当該部分とは、会議の参加者が、「チームとして」、「問題を共有」し、「役割」を作り、参加者を「満足させるため」の「計画」と「情熱」を得ることを内容とする記述である点で共通するが、この共通部分は、全体として、会議によって達成すべき目的としての獲得すべき成果及びその成果を獲得するための手段に係るアイデアそのものであって、表現それ自体ではない。
- Xのワークブックにおいて、第1文で成果を獲得するための手段として、「このメンバーがハイパフォーマンスなマネジメントチームとして、問題を共有し、共通の目標をつくり、役割分担とコミットメントを作成する。」と記述した上で、第2文で獲得すべき成果として、「これにより、ステークホルダーとこのメンバーを満足させるための目標と計画と情熱を手に入れる。」と記述しているが、この記述は、「チームとして」、「問題を共有」、「共通の」、「役割」、「満足させるため」、「情熱」といった関連性を認めやすい平易な語を一般的な順序で組み合わせたにすぎないものであって、ありふれたものであり、第1文及び第2文の構成も、手段から成果につなげるという通常用いられるありふれたものにすぎないから、創作性があるとはいえない。そうすると、Xのワークブック中の表現部分と、Yのレジюме中の表現部分とは、創作的表現が共通するとはいえない。
- Xのワークブック全体の構成とYのレジюме全体の構成とは、①会議の約束事と目的の確認、②手に入れた成果の確認、③今日までに達成されたことの確認、④問題や懸念の洗い出し、⑤戦略的フォーカス作成（目標設定）、⑥役割の明確化（目標達成のための道のり、担当と責任の明確化）、⑦アクションプラン（コミットメント）の策定、⑧問題解決という項目が選択され、それらの項目がおおむね同じ順序で配列されているという点で共通する。しかしながら、上記共通する部分は、会議において、どのような項目を、どのような順序で行うかというアイデアそのものであって、表現それ自体ではなく、Yのレジюме全体の構成は、Xのワークブック全体の構成を複製又は翻案したものに当たるものと認めることはできない

→判決文全文：https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_ip/658/090658_hanrei.pdf

→判決文要旨：https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_ip/658/090658_point.pdf

【著作権】

2021年11月16日、東京地裁が、ファイル共有ソフト「BitTorrent」を利用してインターネット上に大量の音楽ファイルを継続して違法（著作権隣接権（送信可能化権）の侵害となります）にアップロードしていたIPアドレスの利用者の氏名、住所及びメールアドレスの開示を命じました。

<https://av.watch.impress.co.jp/docs/news/1366731.html>

【意匠】

特許庁が、「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」の第5版を発行しました。デザイン保護の中心的な役割を果たす意匠制度の活用方法について、具体的な事例を基に紹介されています。事例紹介の切り口は「意匠権に期待される効果」。意匠権の多様な効果に期待して意匠制度の活用を試みられています。

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html

知的財産権に関するお悩みは「知的財産チーム」にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

◆資金調達◆

資金調達には金融機関からの借り入れだけでなく、新株発行という方法もあります。特に、事業拡大のための成長投資には新株発行の活用余地が大きいです。

中小企業庁が「中小企業者のためのエクイティ・ファイナンスの基礎情報」として、株式発行により資金調達をする際の基礎知識と投資契約書のひな形を整理しました。

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/equityfinance/index.html>

ひな形は大変有用ですが、実際に資金調達する際は、自社の実情や狙いに合致したものであるかどうかを慎重に見極めることが必要ですので、事前にご相談いただくことをお勧めします。

◆SDGs・CSR◆

環境省が、

- ・機関投資家の責任ある企業行動 OECD 多国籍企業行動指針に基づくデュー・ディリジェンスに関して考慮すべき重要な事項（仮訳）

http://www.env.go.jp/policy/JP_RBC-for-Institutional-Investors.pdf

- ・責任ある企業融資と証券引受のためのデュー・ディリジェンス OECD 多国籍企業行動指針を実施する銀行等のための主な考慮事項（仮訳）

http://www.env.go.jp/policy/JP_Due-Diligence-for-Responsible-Corporate-Lending-and-Securities-Underwriting.pdf

を公表しました。

環境デュー・ディリジェンスはもはや国際的な責務となっています。

◆事業承継・事業再生◆

【経営者保証ガイドライン】

金融庁が、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集（令和3年10月改訂版）を公表しました。

金融庁の狙いは、「金融機関等においてガイドラインの積極的な活用が促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考としていただくこと、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援等の一助にさせていただくこと」です。

- ・経営トップがむやみに経営者保証を求めない方針を定めるなどの取組み
- ・事業性評価等の内容を踏まえて無保証融資の取扱いを可能とした取組み
- ・ガイドラインの要件を柔軟に運用するなどの工夫した取組み
- ・事業承継時における二重徴求（新経営者と旧経営者の双方から保証を徴求）の解消に向けた取組み

等が紹介されています。

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211005.pdf>

事業承継や事業再生は、企業再建マネージャーにご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円～）も可能ですので、お気軽にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。

薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

基本：1広告あたり2万7500円（税込み）

※A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

代替表現のご提案：+2万7500円（税込み）

継続的なご依頼：月額5万5000円（税込み）で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円（税込み）でご対応

※A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役を設置する会社が年々増加しています。

会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの改訂が主な原因ですが、単に義務化されたからという理由だけで渋々設置するのはもったいないです。

社外取締役・社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

私達は、上場企業を含む約100社以上の会社及び団体と顧問契約を締結しており、日常的に企業活動の様々な経営判断に関与している経験を活かし、貢献したいと考えております。

課題や将来展望、お求めのスキルや注力分野、年齢層、ご予算等がありましたら、それらを踏まえて最適と考えられる弁護士をご紹介させていただきます。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】セミナー案内

【2021年12月9日（木）16時～17時】（担当：弁護士伊山正和）

『運輸・運送業が抑えておくべき労務管理（残業代請求対策編）』

<https://kyotosogo-law.com/post-4004/>

- ✓ドライバーの労働時間管理で留意すべき点を知りたい
- ✓適切な労働環境を整備するうえでの対策を知りたい
- ✓残業代請求をされた場合の対応方法を知りたい
- ✓弁護士に残業代請求に関する相談をするうえでのメリットを知りたい

参加無料・オンライン・事前申込要です。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは…

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.11 を発行しました。

- また民法改正？ ～物権関係規定の改正～（弁護士船岡亮太）
- マンション標準管理規約が改正されました（弁護士前田宏樹）
- 残置物の処理等に関する条項の活用による単身高齢者の住まいの安定確保（弁護士高田沙織）
- 負動産はどうすれば？ ～相続土地国庫帰属法～（弁護士竹内まい）
- 前期講義を終えて（弁護士・弁理士拾井美香）

バックナンバーは…

<https://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2021年11月号、いかがでしたでしょうか？

プロ野球・日本シリーズは、第6戦までどの試合も素晴らしい接戦でした。阪神が出ていないので気楽に楽しめました。オフは日ハム・新庄 Big Boss に話題をさらっていただき、地道に鍛錬を積んでいただきましょう。

F1 は、マックス・フェルスタッペン選手が18戦メキシコ GP で勝利したことでチャンピオンにリーチをかけたと思われましたが、19戦ブラジル GP からルイス・ハミルトン選手とメルセデスの PU が炸裂しています。異次元のスピードで手に負えません。20戦カタール GP もハミルトン選手がぶっちぎりの速さを見せ、残すは21戦サウジアラビア GP と22戦アブダビ GP の2戦です。

フェルスタッペン選手は初の栄冠に手が届くのでしょうか。手に汗握る戦いを Don't miss it!

12月といえば、ふるさと納税。あれやこれやと目移りしますが、人生は選択の連続。とにかく決めなければなりません。お肉にフルーツにお酒…試算結果を睨みながら限界までチャレンジします。今年が目玉は何にしようかな。オススメがあれば教えてください。

コロナを奇跡的に収められているのは日本人の生真面目さのお陰だと思います。こういうところは素直に誇らしいです。皆様、新しい行動様式は身に付きましたね。この調子で2021年を締めくくりましょう！

ではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com